

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の基準新旧対照表（案）

（改正部分は、下線部分である。）

旧	新
<p>第1条～第12条（略）</p> <p>（営業停止命令に係る期間の決定）</p> <p>第13条 営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 量定がAに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合において次に掲げるような処分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、前号の規定にかかわらず、情状により、第5条、第8条から第11条まで及び第12条第2項に定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。</p> <p>また、量定がAに相当するものについて営業停止命令を行う場合において処分を軽減すべき事由があるときは、情状により、2月を下限として前号前段に定める期間より短い期間の営業の停止を命ずることができるものとする。</p> <p>ア 処分を加重すべき事由</p> <p>(ア)（略）</p> <p>【追加】</p> <p>(イ)～(ケ)（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>(3)～(4)（略）</p> <p>第14条～別表（略）</p>	<p>第1条～第12条（略）</p> <p>（営業停止命令に係る期間の決定）</p> <p>第13条 営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 量定がAに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合において次に掲げるような処分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、前号の規定にかかわらず、情状により、第5条、第8条から第11条まで及び第12条第2項に定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。</p> <p>また、量定がAに相当するものについて営業停止命令を行う場合において処分を軽減すべき事由があるときは、情状により、2月を下限として前号前段に定める期間より短い期間の営業の停止を命ずることができるものとする。</p> <p>ア 処分を加重すべき事由</p> <p>(ア)（略）</p> <p><u>(イ) 最近3年間に同一の処分事由による営業停止命令に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に許可証の返納又は営業の廃止の届出をしたこと（廃業について相当な理由がある場合を除く。）。</u></p> <p>(ウ)～(コ)（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>(3)～(4)（略）</p> <p>第14条～別表（略）</p>